

令和元年10月

お客さま各位

大和信用金庫

## マネー・ローンダリング及びテロ資金供与対策に関するガイドライン にもとづく各種預金規定等の改定のお知らせ

平素は、大和信用金庫をご利用いただき、誠にありがとうございます。

さて、当金庫は、2018年2月金融庁が公表した「マネー・ローンダリング及びテロ資金供与対策に関するガイドライン」にもとづき、2019年12月から預金規定等を改定いたします。

規定改定後は、新規取引開始時におけるお取引目的やお客さまに関する情報等を従来よりも詳細に確認させていただくほか、既にお取引のあるお客さまにつきましても、再度、各種の確認資料等による確認をさせていただく場合があります。また、当金庫が求める確認や資料等のご提出について、適切にご対応いただけない場合は、お取引をお断りさせていただくことやお取引を制限させていただくことがございます。

なお、改定後の規定等は、お客さまとの新規取引開始時に加え、既にお取引のあるお客さまにも適用いたしますのでご了承下さいますようお願い致します。

### 記

#### 1. 改定する規定

当座勘定規定（一般用）

当座勘定規定（専用約束手形口用）

普通預金（無利息型普通預金を含む）規定

やましん定期性総合口座取引規定

納税準備預金規定

貯蓄預金規定

通知預金規定

各種定期預金規定

定期積金（スーパー積金）規定

#### 2. 改定日

令和元年12月2日

#### 3. 改定内容

普通預金規定に以下の条項を新設・追加します。普通預金以外の規定に対しても、同様の改定を行います。※改定箇所には下線を施しています。

## (届出事項の変更、通帳の再発行等)

(1)～(5)略

(6)預金口座の開設等の際には、当金庫は法令で定める取引時確認を行います。この確認事項に変更があったときは、直ちに当金庫所定の方法により届出てください。

## (取引の制限等)

(1)当金庫は、預金者の情報および具体的な取引の内容等を適切に把握するため、提出期限を指定して各種確認や資料の提出を求めることがあります。預金者から正当な理由なく指定した期限までに回答いただけない場合には、入金、振込み、払戻し等の本規定にもとづく取引の全部または一部を制限する場合があります。

(2)日本国籍を保有せずに本邦に居住している預金者は、当金庫の求めに適法な在留資格・在留期間を保持している旨を当金庫所定の方法により届出てください。この場合において、届出のあった在留期間が経過したときは、当金庫は、入金、振込み、払戻し等の預金取引の全部または一部を制限することがあります。

(3)本条第1項に定める各種確認や資料の提出の求めに対する預金者の回答、具体的な取引の内容、預金者の説明内容およびその他の事情を考慮して、当金庫がマネー・ローンダリング、テロ資金供与、もしくは経済制裁関係法令等への抵触のおそれがあると判断した場合には、入金、振込み、払戻し等の本規定にもとづく取引の全部または一部を制限する場合があります。

(4)前3項に定めるいずれの取引の制限についても、預金者からの説明等にもとづき、マネー・ローンダリング、テロ資金供与、または経済制裁関係法令等への抵触のおそれが合理的に解消されたと当金庫が認める場合、当金庫は速やかに当該取引の制限を解除します。

## (解 約)

(1)この取引は、当事者の一方の都合でいつでも解約することができます。ただし、当金庫に対する解約の通知は書面によるものとします。

(2)次の各号の一にでも該当した場合には、当金庫はこの預金取引を停止し、または預金者に通知するなどにより、この預金口座を解約することができるものとします。なお、通知により解約する場合、到達のいかんにかかわらず、当金庫が解約の通知を届出のあった氏名、住所にあてて発信した時に解約されたものとします。

① この預金口座の名義人が存在しないことが明らかになった場合または預金口座の名義人の意思によらずに開設されたことが明らかになった場合

② この預金の預金者が後記「普通預金、やましん定期性総合口座取引共通規定」第6条第1項に違反した場合

③ この預金がマネー・ローンダリング、テロ資金供与、経済制裁関係法令等に抵触する取引に利用され、またはそのおそれがあると合理的に認められる場合

④ この預金が法令や公序良俗に反する行為に利用され、またはそのおそれがあると認められる場合

⑤ 当金庫が法令で定める本人確認等の確認を行うにあたって、預金者について確認した事項および第8条第1項に定める預金者情報等の各種確認や提出された資料に関し、虚偽であることが判明した場合

⑥ 第8条第1項から第3項に定める取引等の制限に係る事象が1年以上に渡って解消されない場合

⑦ 前各号の疑いがあるにもかかわらず、正当な理由なく当金庫からの確認の要請に応じない場合

以 上



大和信用金庫

